

議案第192号

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

朝潮橋駅自転車駐車場	大阪市港区夕風2丁目
------------	------------

」

を

「

朝潮橋駅自転車駐車場	大阪市港区夕風2丁目
大阪港駅自転車駐車場	大阪市港区築港4丁目

」

に、

「

今宮駅自転車駐車場	大阪市浪速区大国3丁目
-----------	-------------

」

を

「

今宮駅自転車駐車場	大阪市浪速区大国3丁目
恵美須町駅自転車駐車場	大阪市浪速区日本橋5丁目

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

- 3 大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市立有料自転車駐車場条例 (抄)

別表 (第 1 条関係)

名 称	位 置
省 略	省 略
朝潮橋駅自転車駐車場	省 略
大阪港駅自転車駐車場	大阪市港区築港 4 丁目
省 略	省 略
今宮駅自転車駐車場	省 略
恵美須町駅自転車駐車場	大阪市浪速区日本橋 5 丁目
省 略	省 略